

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	有	電話	042(769)8354
担当部課名	保健福祉部	高齢者福祉	課	高齢者福祉 係
事務事業名	特別養護老人ホーム等建設費補助		事業コード	11210

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第2節	いきいきとした高齢社会の創造	~63 年度
施策名	第1施策	地域ケアサービスの充実	

2 実施根拠及び関連法令等

老福法、社会福祉施設等整備費補助金交付要綱、県ケアセンター事業基本要綱、県老人福祉施設整備費補助金交付要綱、県ケアセンター整備費補助金交付要綱、市特養等整備費補助金交付要綱、市デイサービスセンター等整

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
福祉、介護サービス提供施設の整備を促進し、福祉の向上を図る。		福祉、介護サービス利用者、施設設置者	
		対象数	(3)に記載
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
(仮称)特別養護老人ホームみたけ建設事業 特別養護老人ホーム 50人 ショートステイ 20人 デイサービスセンター 15人/日 ケアハウス 20人 特別養護老人ホームポーナビル二本松大規模修繕事業 平成13年度までの実績 養護1か所80人、特養17か所933人、デイ31か所、ケアハウス7か所178人		地域ケアサービスの充実 ・在宅サービスの拡充 ・保健福祉施設の整備促進	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名	相模原市高齢者保健福祉計画
		計画年次	12年度~16年度
		高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭において、健康で自立した生活を送れるよう様々な保健・福祉・介護のサービスを提供するため、総合計画の部門別計画として策定。	

4 評価指標

指標名	高齢者保健福祉計画における特別養護老人ホームの事業量見込みに対する定員数の達成率	高齢者保健福祉計画における通所施設の事業量見込みに対する施設数の達成率	高齢者保健福祉計画におけるケアハウスの事業量見込みに対する定員数の達成率
指標式	各年度の施設定員数 / 高齢者保健福祉計画の平成16年度事業量見込み × 100	各年度の事業所数 / 高齢者保健福祉計画の平成16年度事業量見込み × 100	各年度の施設定員数 / 高齢者保健福祉計画の平成16年度事業量見込み × 100
指標設定の意図	高齢者保健福祉計画の事業量見込みに対する進捗率により、サービス提供基盤の整備状況を表す。	高齢者保健福祉計画の事業量見込みに対する進捗率により、サービス提供基盤の整備状況を表す。	高齢者保健福祉計画の事業量見込みに対する進捗率により、サービス提供基盤の整備状況を表す。

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標	-	93	a	93	b	
指標	-	70	c	76	d	
指標	-	81	e	81	f	
事業費	決算(予算)額	694,222	100,547	77,219	79,631	362,645
	人員・時間数	1人	0.25人	0.5人	0.5人	0.5人
	人件費	8,420	2,105	4,210	4,210	4,210
	その他経費					
	合計	702,642	102,652	81,429	83,841	366,855
特定財源	0	0	0	0	0	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 B ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 102.9%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%>)		
a	93.0	c	76.0
b	93.0	d	70.0
$\times 100 = 100.0\%$		$\times 100 = 108.6\%$	
e	81.0	f	81.0
$\times 100 = 100.0\%$			
理由 :	当該年度の達成度は満たしているが、高齢者保健福祉計画の事業量見込みに対して、一部満たしていない施設がある。		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	高齢者の福祉、介護サービスの提供基盤の整備促進に必要な制度である。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A : 妥当である	理由 :	都道府県、市町村の責務である特別養護老人ホーム等の整備を民間社会福祉法人により整備するためには、本事業は欠かせないものであり、他の方策はありえない。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	特別養護老人ホーム等の整備を民間社会福祉法人により整備を進めており、すでに地方公共団体による整備を社会福祉法人に代替している。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 B ▼	A : 満足できる	理由 :	概ね高齢者保健福祉計画の事業量見込みは、充足しているが、特別養護老人ホームについては、入所待機者の急増が見られるため、十分に満足を得られているとはいえない状況である。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	現在のところ、当該事業以外に施設整備を促進する手法がない。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : 本市の補助制度は、県下の各市町村も同様の補助制度を設置している。</p>
	<p>コスト改善余地</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : 補助制度の見直し(補助金の減額)については、事業主体の意欲低下を見極める必要がある。</p>

7 総合評価

評価	A ▼	他自治体の類似事業との比較	県下の大半の市町村が本市と同様の補助制度により、施設整備を促進している。
今後の進め方		説明	補助制度の見直しを行って補助率を下げた場合には、事業主体の意欲低下を招く恐れがあるため、実質的には不可能と思われる。ただし、補助単価の減額については、意欲低下を勘案しながら検討する余地はある。
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--